

都立学校経営企画室支援員の主な勤務条件

令和8年4月更新

事項	内 容
身分等	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員
任用期間	令和8年10月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用後に条件付採用期間あり。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	都立高等学校・都立中等教育学校・都立中学校・都立小学校・都立特別支援学校
勤務日数	年96日 ※ 各月の勤務日数は11日以上とし、各月の勤務割振りについては、配置先の所属長が決定します。
勤務時間	1日7時間45分（休憩時間を除く。） ※ 就業時間等は配置先により異なりますが、おおむね午前8時30分から午後5時までの勤務となります。 ※ 配置先（定時制課程を設置する高等学校等）により、週1回程度、いわゆる遅番勤務（1～3時間程度勤務時間を遅らせた勤務形態）を割り当てられる場合があります。
休暇等	年次有給休暇を付与する（10月1日付採用の場合は、6日）。 （有給）病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給）病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬	208,100 円 <令和7年度支給額。改定の可能性あり。> ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当の支給あり。
通勤費	第二種報酬（通勤費相当分、上限150,000円／月）を支給する。
公務災害補償	東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年東京都条例第114号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。
社会保険等	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところにより、それぞれの保険に加入する。 勤務形態により、互助組合に加入する（会費の徴収有）。

○上記勤務条件等については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。